

「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業」に係る公募質問回答集

| No. | 項目                       | 質問   | 回答   |
|-----|--------------------------|--|--|
| 1   | 助成事業の内容                  | 本公募における研究開発対象は、どのようなものが申請の対象となるか。                                  | 公募要領P.4記載のとおり、人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術開発であることが対象となります。人工衛星等には人工衛星や、ロケット、宇宙探査の構成システム（拠点、ランダ、ローバ等）を含みます。また、部品・コンポーネントには人工衛星等の開発・運用に関するプログラムやソフトウェアを含みます。                                     |
| 2   | 研究開発の体制等                 | 共同研究契約の締結に基づく研究分担を実施する場合、共同研究先はどのような所である必要があるか。                    | 共同研究契約の締結に基づく研究分担を実施する場合、共同研究先は国内の大学・公的研究機関・高専と契約締結することが可能です。審査の過程で、共同研究先として相応しいか判断するものとなります。また、海外機関及び国内の民間企業への共同研究費の計上は認められません。   |
| 3   | 研究開発の体制等                 | 事業実施期間中に、共同研究機関、協力機関の変更を行うことは可能か。                                  | 可能です。該当する内容をまとめた上で「助成事業計画変更承認申請書」をご提出いただき、NEDOの承認を経て変更の効力が発生することとなります。下記もご参照ください。<br><a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf</a> |
| 4   | 研究開発の体制等                 | 研究開発の実施場所で社員とオフィスが決まり次第更新の予定がある場合の記載方法。                            | 現在までの経緯とオフィスが決定する予定時期を簡潔に追記してください。   |
| 5   | 研究開発の体制等                 | 主任研究員について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録する必要があるのか。                       | 公募要領P.15記載のとおり、本公募においては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要となります。ただし、e-Radに登録いただいた研究者と、申請書に記載いただく主任研究員が同一人物である必要はありません。   |
| 6   | 研究開発の内容等                 | 過去にNEDOを含む機関からの交付金受給を受けている場合、本公募に応募することは可能か。                       | 過去に交付金受給を受けた事業が、本公募で応募を検討されている内容と全く同一の研究開発、研究内容でなければ、ご申請いただくことは可能です。申請書に、過去に交付金受給を受けた内容及び本申請との差異をご記入ください。  |
| 7   | 研究開発の内容等                 | 13.その他 キーワードについて、どのような単語を記載すればよいか。                                 | 主に申請内容を評価する外部専門家を、適切な専門分野から選定する際の必須情報として用いるため、研究開発における詳細な技術や、マーケットの分野についてご記入ください。  |
| 8   | 研究開発の内容等                 | 提出された申請情報は外部の専門家へ提出されるが、この公開範囲は外部の専門家までか、あるいは一般的に公開する可能性があるのか。     | 公開範囲は外部の評価者までとなり、一般的に公表されることはありません。なお、採択された事業については、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。   |
| 9   | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（機械装置費） | 助成事業開始より前に購入した部品で機械装置を製作する場合、部品の購入費用は助成対象となるか。                     | 対象となりません。また、本件に限らず、購入した物品、契約締結済の外注等、助成事業開始より前に発生した費用については、助成対象となりません。  |
| 10  | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）   | 研究開発費 II. 労務費について、積算にあたり根拠となる計算資料はあるか。                             | 労務費の計算にあたっては、下記資料をもとに健保等級に基づく労務費単価を算出した上で計上ください（不明な場合は概算で算出ください）。<br><a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893172.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893172.pdf</a>                 |
| 11  | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）   | 申請時において、新卒で入社する社員を研究員として登録することは可能か。健保等級に基づく労務費単価についてはどのように考えればよいか。 | 可能です。労務費単価については、健保等級が決定される前の従業員については、資格取得決定時の算出に基づく標準報酬月額を適用するものと思われます。実際は、各事業者様の規定に基づき、適切な価格を算出ください。  |

|    |                                     |   |  |
|----|-------------------------------------|---|--|
| 12 | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）              | <p>研究者・補助員を分けて申請するが、採択後、研究者が予定通り採用が進まなかった場合、事業進行途中で研究者費用を補助員に振り分けることは可能か？</p>   | <p>採択決定後、研究者費分の労務費を補助員費分に振り分けることは可能です。なお、研究者の変更が生じた場合は、「助成事業計画変更届出書」をご提出いただく必要があります。以下もご参照ください。<br/> <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf</a></p>                             |
| 13 | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（外注費）              | <p>第三者が保有する特許の許諾を受ける場合、許諾に要する費用は助成対象となるか。また、特許出願に要する費用を外注する場合、外注費は助成対象となるか。</p> | <p>双方とも、対象となりません。</p>  |
| 14 | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（学会等参加費、アウトリーチ活動費） | <p>製造した試作品について有識者との意見交換を行うための費用は助成対象となるか。また、展示会に出展するための費用は助成対象となるか。</p>         | <p>助成事業の実施に必要な知識等の交換のための学会等への参加費は助成対象となります。また、「国民との科学・技術対話」の推進に基づいて行う助成業務に係る成果展示等の経費（アウトリーチ活動費）も対象となります。下記もご参照ください。<br/> <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf</a> (P. 78)</p> |
| 15 | 助成事業に要する資金及び費用の内訳（共同研究費）            | <p>共同研究契約に基づく共同研究費の計上がある場合、計上した経費の確認はどのように行うのか。積算はどのように行う必要があるか。</p>            | <p>共同研究契約に基づく共同研究費は原則NEDOの検査対象とならず、共同研究先からの経費発生調書（又は決算報告書・収支報告書）をもとに、事業者で検査を行っていただくことになります。積算にあたっては、各共同研究先で計上される内訳（支出計画）に基づき共同研究費を計上してください。</p>  |